

一般廃棄物処理手数料の消費税等の税率引き上げに伴う手数料の考え方

資料 8

1. 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
2. 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

No.	項目		改定前 (円)	H31年10月消費税率10%改定時		参考
				算出方法 (現行÷1.08 ×1.10) (円)	改定額 (円)	
1	もやせるごみ	10リットル	13	13.24	13	
2		20リットル	27	27.50	27	
3		30リットル	40	40.74	40	
4		45リットル	60	61.11	61	10枚 610円
5	紙製容器包装資源及 びプラスチック製容器 包装資源	20リットル	14	14.26	14	
6		30リットル	16	16.30	16	
7		45リットル	19	19.35	19	
8	金属資源	20リットル	14	14.26	14	
9		30リットル	16	16.30	16	
10		45リットル	19	19.35	19	
11	粗大ごみ	1個につき	750	763.89	763	平成31年4月1 日新設
12	し尿(18リットル)		210	213.89	213	10枚 2,130円
13	し尿(仮設トイレ1基につき)		1,050	1,069.44	1,069	平成30年10月 1日新設
14	浄化槽汚泥等(18リットル)		74	75.37	75	
15	事業系一般廃棄物	1回の搬入量が 100キログラム以 下のとき	2,000	2,037.03	2,030	10円 未満 切捨
16	その他の一般廃棄物	1回の搬入量が 50キログラム以 下のとき	500	509.26	500	
17	犬、猫等動物の死体	1頭につき	510	519.44	510	
18	固形状の産業廃棄物	1回の搬入量が 100キログラム以 下のとき	2,000	2,037.03	2,030	